

第 5 回

渋川地区市町村任意合併協議会会議録

日 時 平成16年2月24日(火)
午後2時00分～4時21分
場 所 渋川市民会館小ホール

渋川地区市町村任意合併協議会

1 出席及び欠席委員等

出席委員等（委員47名・参与5名）

役職名	委員区分	氏名	備考
会長		木暮 治一	渋川市長
副会長	1号委員 (市町村長)	関口 俊二	伊香保町長
		小野 利治	小野上村長
		阿久津 貞司	子持村長
		永井 良一	赤城村長
		木村 榮一	北橘村長
委員	2号委員 (助役等)	桑島 保男	渋川市助役
		村尾 隆史	伊香保町助役
		野村 哲男	小野上村収入役
		信澤 明	子持村助役
		都丸 芳雄	赤城村助役
		塩谷 勝巳	北橘村助役
	3号委員 (議会議員)	宮下 宏	渋川市議会議長
		小林 雅夫	渋川市議会選出議員
		新井 晟久	渋川市議会選出議員
		松本 好司	伊香保町議会議長
		高橋 寿男	伊香保町議会選出議員
		塩野 光弘	伊香保町議会選出議員
		平方 由衛	小野上村議会議長
		中沢 義美	小野上村議会選出議員
		角田 皇	小野上村議会選出議員
		山下 重夫	子持村議会議長
		埴田 彦一郎	子持村議会選出議員
		後藤 邦夫	子持村議会選出議員
		角田 一民	赤城村議会議長
		岩崎 幸代	赤城村議会選出議員
狩野 富雄	赤城村議会選出議員		
狩野 義雄	北橘村議会議長		
南雲 鋭一	北橘村議会選出議員		
楯 信一	北橘村議会選出議員		

役職名	委員区分	氏名	備考
委員	4号委員 (学識経験者)	今成久男	渋川市自治会連合会会長
		町田久	渋川商工会議所会頭
		飯野照男	渋川市農業委員会会長
		山口源一郎	伊香保町区長会会長
		千明三右衛門	(社)伊香保温泉観光協会会長
		木暮敬治	小野上村商工会会長
		村上嶋男	小野上村農業委員会会長
		小野こと	小野上村レディースクラブ会長
		飯塚重雄	子持村自治会長連絡協議会会長
		石関吉幸	子持村商工会会長
		小澤一二	子持村農業委員会会長
		木暮政光	赤城村商工会会長
		兵藤吉弘	赤城村農業委員会会長
		永井俊嗣	赤城村区長会会長
	高橋新吉	北橘村商工会会長	
	小泉隆雄	北橘村農業委員会会長	
	5号委員 (市町村共通学 識経験者)	小野宇三郎	群馬県埋蔵文化財調査事業団理事長
		戸所隆	高崎経済大学地域政策学部教授
	参与		角田登
真下誠治			群馬県議会議員
高橋祐司			渋川行政事務所長
伊藤一秀			北群渋川農業協同組合代表理事副組合長
三田善一郎			赤城橘農業協同組合代表理事組合長

欠席委員等(委員3名・参与1名)

委員	4号委員	長竹佳子	伊香保町婦人会会長
		萩原吉久	北橘村区長会会長
	5号委員	桜井芳樹	渋川地区医師会会長
参与		大林喬任	群馬県議会議員

市町村合併担当課長等

市町村名	氏 名	備 考
渋川市	狩野 和夫	企画課長
伊香保町	高橋 義明	企画観光課長
小野上村	平方 敏治	企画観光課長
子持村	鴻田 恵二	企画課長
赤城村	樺澤 常雄	企画課長
北橋村	小泉 彰晴	企画財政課主査

事務局職員

市町村名	氏 名	備 考
渋川市	吉原 康之	事務局長
渋川市	五十嵐 研介	事務局次長
渋川市	福島 泰利	総務GL (グループリーダー)
渋川市	笹原 浩	計画G (グループ)
渋川市	灰田 幸治	調整G
伊香保町	藤岡 孝広	計画GL
小野上村	飯塚 玄浩	調整G
子持村	寺島 剛	総務G
赤城村	須田 茂之	計画G
北橋村	萩原 一夫	調整GL

傍聴人

区 分	人 数	備 考
報道関係者	4社 4名	
一 般	19名	
合 計	23名	

2 会議に付した案件

協議事項

【継続協議】

議案第13号 協議項目 7 「地方税の取扱いに関する事」

【新規協議】

議案第20号 渋川地区市町村任意合併協議会小委員会規程

議案第21号 協議項目10 「町名、字名の取扱いに関する事」

議案第22号 協議項目14 「条例、規則等の取扱いに関する事」

議案第23号 協議項目22 「介護保険事業の取扱いに関する事」

議案第24号 協議項目23 「消防団の取扱いに関する事」

議案第25号 協議項目24-3 「納税関係の取扱いに関する事」

議案第26号 協議項目24-6 「広報広聴の取扱いに関する事」

議案第27号 「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事」に係る
協議方法について

その他

渋川地区市町村新市建設計画策定に関する住民意識調査中間報告

開 会（午後 2 時 0 0 分）

事務局次長（五十嵐研介君） 定刻となりましたので、ただいまから第 5 回渋川地区市町村任意合併協議会を開催させていただきます。

まず初めに、渋川地区市町村任意合併協議会の会長であります木暮渋川市長よりごあいさつを申し上げます。

会長（木暮治一君） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方には大変お忙しい中を本協議会の会議に出席いただきまして、まことにありがとうございます。本協議会につきましては、先ほどお話がありましたように第 5 回目を迎えたわけでありませう。前回継続協議となりました「地方税の取扱いに関すること」外 8 議案につきましてご協議をお願いするところになっております。

協議会の進捗状況といたしましては、協議項目数で約 4 割強の状況にありますけれども、事務レベルでは八つの専門部会のもと、27 の分科会で 6 市町村の事務担当者が通常業務のある中、協議が行われておりまして、専門部会 23 回、分科会 83 回と延べ会議回数は 100 回を超えている状況であります。協議会といたしましても、限られた時間の中で多くの協議項目をご協議いただくことになりませうけれども、委員の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げまして、開会に当たりましてのごあいさつといたします。よろしくお願いいいたします。

事務局次長（五十嵐研介君） ありがとうございます。

それでは、ただいまから次第に基づきまして、協議事項に入らせていただきますが、会議録作成上、ご質問等がある場合には、マイクをお持ちいたしますので、市町村名とお名前を述べていただいてからご発言をお願いいたします。

会議の議長につきましては、本協議会規約第 10 条第 2 項の規定によりまして、会長が議長になることとされておりますので、会長の木暮渋川市長に議事進行をお願いいたします。

なお、本日は 47 人の委員さんにご出席をいただいております。委員定数 50 人の半数以上の出席となりますので、協議会規約の定めによりまして、会議が成立しておりますことを申し添えいたします。

それでは、会長、よろしくお願いいいたします。

議長（木暮治一君） それでは、しばらくの間議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

まず最初に、会議録署名人の指名であります。協議会会議運営規程に基づきまして、議長が指名することになっております。各市町村の特別職をお願いすることとしておりますので、前回は子持村の信澤助役さんをお願いいたしましたので、今回は名簿順によりまして、赤城村の都丸助役をお願いしたいと思います。ご承

認願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ありがとうございます。ご承認をいただきました。

会議録署名人につきましては、都丸助役さんをお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただきます。

次第3の協議事項、継続協議、議案第13号 協議項目7「地方税の取扱いに関する事」についてを議題といたします。

事務局より説明をしてください。

事務局長。

議案第13号 協議項目7「地方税の取扱いに関する事」(継続協議)

事務局長(吉原康之君) それでは、議案資料、小さい方の資料であります、1ページをごらんいただきたいと思います。

議案第13号につきましては、第4回任意協議会で協議項目7「地方税の取扱いに関する事」の中でご協議をいただきました。個人市民税ほか七つの地方税のうちの一つであります都市計画税につきまして、継続協議となったものであります。

それでは、内容的には全く変わっておりませんが、改めて議案第13号についてご説明をいたします。議案第13号 協議項目7「地方税の取扱いに関する事」について、次のとおり定めるものであります。

末尾記載のとおり、8、都市計画税は、(1) 税率については渋川市の例によるものとし、ただし合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し、不均一課税とするものであります。(2) 納期については、固定資産税の納期によるものとなります。

協議項目の参考資料、大きい方の資料であります、1ページをごらんいただきたいと思います。これにつきましても第4回協議会におきましてご説明を申し上げておりますので、詳細には説明をいたしません、主なものと新たに加えたものを中心にご説明をいたしたいと思います。

調整方針につきましては、ただいま議案で説明したとおりであります。

調整理由、課題の欄であります、都市計画税は渋川市と伊香保町においてのみ課税されており、税率が異なっていることから、調整するものであります。ただし、税額の激変緩和のため、合併特例法の規定により、一定の期間不均一課税とすることといたしました。

次に、課題といたしましては、現在の納税義務者については、渋川市、伊香保

町とも条例で定める区域内の土地、家屋の所有者とされていることになっておりますが、新市における課税区域は、新たに定められる都市計画区域の中で現在の課税区域設定の経緯等を踏まえ、検討する必要があるということをお願いしております。

次に、左側の現況の欄であります。1の税率及び納期の表の下にあります、やや小さくて申しわけありませんが、県内10市の税率の状況についてご説明をいたします。これは、前回の協議会におきまして、県内他市の税率の状況はどうかというご質問があったわけですが、当日は資料を準備しておりませんでしたので、お答えすることができませんでした。そのため、その後資料の整理ができましたもので、ご報告するものであります。ごらんのとおり渋川市の場合と同様の制限税率、0.3であります。この0.3%を採用しておりますのは、表にあります中ほどであります。伊勢崎市、それから館林市、藤岡市の3市であります。高崎市、桐生市は0.25%の税率を採用しております。伊香保町のように0.2%の税率を採用しているのは前橋市、太田市、沼田市、富岡市、安中市の5市であります。

以下、関係法令等他の項目につきましては、先ほど申し上げたとおりでありますので、説明は省略をいたしますが、この議案につきましては本協議会の前に正副会長会議及び幹事会等に改めて諮りまして、協議をしたところでありますので、それらの協議の経過についても加えてご説明をいたしますと、正副会長会議等においては、特に調整方針の1について、税率については渋川市の例により、そしてただし書きにおいて5年間の不均一課税とするとしておりますが、5年間は渋川市及び伊香保町以外の他の町村には課税されないことを、そしてこの5年間に、課題にもあります都市計画区域の検討などを含めて都市計画期間経過後の対応を十分に検討する、そういうことが明確に読み取れる表現にしたかどうかというような意見が出されたところであります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） ただいま事務局の説明が終わりました。

議案第13号 地方税の取扱いのうち都市計画税についてを協議いたしますが、ご質問等がございましたらお願いをいたします。

はい。

委員（新井晟久君） 渋川市の新井と申します。よろしくお願いいいたします。

ただいま県内10市の税率の説明がございました。今説明がありましたように、0.2%を採用している市が11市中5市、0.25が2市、0.3が渋川を含めて4市ということでございます。今までの個人住民税、また法人市民税等々、特に個人住民税については2,000円が2,500円、しかし現在国の国会が開かれておりまして、恐

らく3,000円になるんじゃないかと。3,000円になった場合には、人口要件等は一切関係なくそうなると。多分恐らくそういう形で、現在2,000円ですけども、2,500円にこの間決まりました。決まって、なおかつ国が決まれば、今度3,000円になります。そうすると、現在2,000円から3,000円ということではかなりの50%のアップ、そのほかまた法人市民税についても標準税率を超える税率で課す場合には1.2を乗じた額ということで、これもそういう形で決まりました。また、法人税割についても標準税率を上回った制限税率で、これも決まりました。14.7等々、これらのことを考えた場合に、すべてその理由としては財政事情を勘案して対応を、財政運営の影響を考慮する必要があるということですので上がってきて、これは決まったことではございますが、今回この都市計画税の0.3に渋川市の例に倣うということではございます。これも財政運営の影響を考慮する必要があるということで、これは当局の考え方での財政運営です。我々一般市民の財政運営は、個人の家庭状況についても本当に今厳しい中で、税額が上がれば、やむを得ずそれに倣って厳しい生活の中で税金を納めているわけです。ですから、今当局の考え方は、財政運営の影響を考慮する必要がある。じゃ、一般市民の財政運営はどう考えるのか、こう私は思うんです。

ですから、今まで言った個人住民税、また法人市民税、それからこれは決まったことで、これはいいと思うんですけども、この都市計画税については11市の中で4市だけで、私が聞いた範囲では伊勢崎も0.3でございますが、伊勢崎市では今任意協議会でいろいろ協議進めながら、5年間は不均一課税だ。その5年間の不均一課税の中で5年後に、現在まだ、渋川もそうなんですけども、新たに都市計画区域を定めて、そして都市計画税を徴収する区域が新市になって決まるわけです。その5年後に課税が始まるわけです。ですから、伊勢崎なんかで聞いた話では、不均一課税をしている5年間に新たに都市計画の課税区域を設定して、そのときに決めると、そういう形をとっているようです。ですから、新市になって決めると。ですから、私は今ここで0.3に決めなくも、まだ都市計画のその調整、課題にもありましたように現在の課税区域の状況と設定の経緯等を踏まえて今後検討する必要があるということで、これから例えば合併になった場合に、子持村、赤城村、北橋村等々、また課税区域に入るかもしれませんし、また入らないかもしれません。それは、わかりません。ですから、そういう5年間の不均一課税の中で、新市になってそういう課税区域が決まれば、その段階で、じゃ税率をどうするかというふうにしてもいいんじゃないかと私は思うんです。その点どうでしょうか。今ここで0.3に決めなくも、前橋なんかは、現在前橋は前橋と大胡町が都市計画税を取っておりまして、これは0.2ということで同じなんで、そのまんまいって、10年後に新たにまた決めるといことらしいんです。新しく前橋の新しい新市になった場合には、10年間はそのままいって、10年後に決めるとい

うふうなことを考えているようです。

そういうことで、私の考え方は、今ここで県内11市の中で4市ある中で、伊勢崎は新市になって決めると。館林については、まだ任意協の枠がないので、その辺の話は全然出ていないと。藤岡は0.3ですけども、これから。この0.3になっている4市の中で一番最初に渋川市がここで0.3と決めていいものかどうか、その辺について私はそんなようなことを考えるんですけども、その点についてどうでしょうか、質問いたします。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） これご質問にもありましたけども、この調整方針案の中で事務局案として提出させていただいている趣旨でありますけども、税率については渋川市の例による。これは、確かに0.3でありますけども、ただし書きで合併特例法10条の特例措置を採用いたしまして、不均一課税とすると、こういうことで、最初に出した議案についてもそういった整理をさせていただきました。この趣旨は、基本的には5年間は不均一課税でありますから、現行のまま渋川市は0.3、伊香保町は0.2、こういうことで5年間はいくわけであります。ですから、0.3に合併後すぐに決まるということではありませんで、1の最初に、現在あります調整方針案についてもそういう趣旨を含んでおるわけであります。

ただ、先ほどの説明の中でもお話を申し上げましたように、5年間の間に検討するという趣旨が明確にこの方針案によると出ていないという指摘がありまして、先ほどつけ加えて説明をさせていただきましたけども、その5年間の間に、今お話しのように改めて5年経過したときの状況を5年間の間に検討するんだと、こういう調整方針にしたらどうかという、こういう話がありましたんで、明確にその辺は、趣旨は同じでありますけども、したらどうかということで議論があったというようなことでありまして、基本的には新市になってすぐ0.3が適用される、こういうことではありませんので、その辺はそういうご理解をお願いしたいと思います。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） それはよくわかります。不均一課税で5年間そのままいくわけですから。ですから、この調整方針の中では、税率については渋川市の例によると、こうありますよね。ですから、5年後は渋川市の例ということだから、0.3になるわけです。そうでしょう。違うんですか。この5年間の中で税率をまた考えるというんなら別の話ですけども、これは渋川市の例ということになりゃ、もう0.3になります。ですから、ほかのまだ都市計画区域もこれから新市になって決めるわけですよ。課税区域は。ですから、例えば合併した場合に、今まで都市計画税を払っていない区域も払うようになるところも出るかもしれない。それは、今後の新市になってからの調整ですけども、ですからその辺について、この調整

方針でもう渋川市の例によると決まっちゃっているわけですから、その辺は私はどうするんかということ。

私の考えは、もう一つ、もしくはこれが無理だとすれば、渋川は0.3ですけども、これは渋川の過去の経緯の中で、いろいろ都市計画の事業をするために一番高い0.3を設定したわけです。渋川どんどん今都市計画の事業が進んでいますけども、そういう中で決まったことだと思っただけですが、ほかのように私は、新市になった場合に渋川市の例によるんじゃないかと、できればその中間として0.25だっただけじゃあないかと。11市の中5市が0.2で何とか頑張っているわけです。0.25が今言ったように2市、高崎と桐生が0.25で今やっているわけですから、ですからあくまでも当局の考えは、先ほども言いましたように財政運営の影響を考慮する必要があるということで制限税率いっぱい持っているわけです。今までの税についても。それは、当局の考え方ですから、それは確かに収入がどんどん入ってくれば、財政運営もやりやすいと思っただけです。それは、よくわかりますけども、でも一般住民の人たちは本当に厳しい中で頑張っているわけですから、その辺のこともやっぱり考えて対応を私は求めたいと、こう思います。ですから、0.25にするか、それとも5年間不均一課税をしながら、その中で新しく設定された区域が決まるわけですが、そのときに、じゃ5年後に、じゃどうするか、そういうふうにするか、どっちかにしていただきたいと。私のこういった意見なんですけども、ここには共通の学識経験者の方もいらっしゃいますので、大所高所からひとつ意見を述べていただければありがたいと思います。

以上です。

議長（木暮治一君） 戸所委員。

委員（戸所 隆君） 高崎経済大学の戸所隆と申します。

非常に税率については難しいので、私がどうこうというのは非常に難しいんですけども、一般的にだけ述べさせていただきますと、渋川が恐らく0.3でしているというのは、渋川の都市計画といいますか、まちづくりがやらなきゃならない課題というのがかなり多いんだと思っただけです。それで、今日本の場合に土地利用規制というのが非常に弱くて、そしていろんなところにまちが広がってしまっている。それに後追いでいろんな設備をしているわけですけども、これからのまちづくりという場合には、都市計画区域をきちっと決めて、そのところにはしかるべき設備を、施設をきちっとしていくということにおいては、一定の地域、指定されたところはそれだけのメリットを受けますから、税金はそれだけ納める。これは、そこに住む人たちの安全と快適さをするためです。そういう中で考えますと、このエリアで今渋川市が0.3ということは、恐らくこれから新たに都市計画区域を入れるところというのは、もっといろいろお金をかけてやらなきゃならないことが出てくると思っただけです。それを今の渋川より低くするということは、か

なりまちづくりにブレーキがかかるという、0.3でもそんなに変わらないような感じですけど、やっぱりそれはそうなる可能性があるというのはあります。その辺をどちらを選ぶかということは、これは市民の決断だと思うんですけども、私の一般的に考えたときに、渋川という一応このエリアで一番大きなところで0.3で、しかもほかの地域よりは都市的な設備なり施設が整っているところで0.3で来たということは、それ以外のところも新たに入れて、それだけのメリットといえますか、設備をしてもらえるようになるということになれば、やはり渋川と同じぐらいの負担をするというのは必要なんじゃないかなと。

これからの時代というのは、今までは国がかなりバランスとって、同じようなことでやるようにしてきましたけども、これからはそれぞれの地域が自立してやっていくと、そういうための合併でありまして、そういう側面から見たときに、やはり払ったならばそれだけのメリットを受けるといって、そのところをきちっと押さえるということが重要なんでないかなというふうに思っております。そういう面では、今までの渋川でやってきたところに一般的には合わせるというのがいいのかなというふうに私は思います。こんなことでよろしいでしょうか。とりあえず。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） ただいま戸所先生のお話をお聞きいたしまして、ありがとうございました。

私は、新市になってから課税区域もこれから決まるわけですから、5年間は不均一課税でいくと。これは、当然そういう形でいいと思いますけども、5年間の間に不均一課税、渋川は0.3、伊香保は0.2で現在課税されていますから、そのまんまいって、5年後に新たにまた課税が始まるわけですから、新市になってから課税区域が決まるその段階で、新市になってから税率を決めてもいいんじゃないかと、私はそういうふうに思うんですけども、皆さん、きょうお集まりの委員の皆さんはどう思いますか。私の考えは、そういうことなんですけど。

議長（木暮治一君） 局長。

事務局長（吉原康之君） 先ほど議案の説明の中で申し上げたんでありますけども、もう一度、協議項目で継続協議になった以降の経過をご説明させていただきましたけども、それをちょっと繰り返して説明させていただきますと、先ほど継続協議になった後、正副会長会議等で議論をいろいろされたわけでありまして。その中で、今お話が出ているように、今回の提案をさせていただいております調整方針案については、いずれにしても今のお話のような心配がこの調整方針案だとあるから、ですから現在の調整方針案に、議論していただいた結果でありますけども、変えて、現在の状況でいいますと、この調整方針案についてはただし書きの中で不均一課税とすると、こういう整理をしているわけでありまして。ただ、5年間は

渋川市、それから伊香保町以外の他の町村には課税されないこと、そしてご質問にもありました5年の間に、課題にもあります都市計画区域の検討などを含めまして、不均一課税経過後の対応を十分にその間に検討をするようなそういった趣旨のことが読み取れる表現にした調整方針案にしたかどうかという、こういう議論があったと申し上げましたけども、そういうことを踏まえてきょうご議論いただいて、今ご質問いただいているようなことで整理をしていただいたらどうかというように事務局としてはお話し申し上げているわけであります。

議長（木暮治一君） はい。

委員（新井晟久君） 今言いたいことわかるんですけど、もう少し調整の方針の言葉について、じゃ文章でどういうふうにするのか、示してもらいたいと思うんです。この調整方針では、税率については渋川市の例によるともうはっきり書いてあるんですから、だからその辺を今議論してもらいたいと言っているんですけども、じゃどういう形で対応したらいいんか、ちょっとよくわからないんで。

議長（木暮治一君） ただいま新井委員さんの方から修正案と申しますか、そういったお話の筋はわかります。そういった中で、事務局といたしましてもそのような意向の修正案を用意しております。原案でありますので、それでよろしいでしょうか。見ていただきます。

（ 配 付 ）

ただいま事務局より修正案が提示されました。これ説明を申し上げますので、お聞き取りください。

事務局長。

事務局長（吉原康之君） それでは、改めて配付をさせていただきました資料について、読み上げさせていただきますして、説明にかえたいと思います。

（ 1 ） 税率については、合併特例法第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、現行の税率を採用し、不均一課税とし、それ以降の税率については新市において調整するとするものでありまして、
（ 2 ） 納期についてはこれまでの調整方針案と同様であります。

以上であります。

議長（木暮治一君） ただいま修正案の説明がありました。

この件についてご質問等ございましたらお願いをいたします。

塩野委員。

委員（塩野光弘君） 伊香保の塩野でございます。確認だけでございます。

私も伊香保に住んでおりまして、やはり伊香保の住民の意向を考えれば、0.2、これが渋川の例によるということになると0.3、この辺のいろいろな意見というのはやはり皆さん方から聞いております。したがって、そういった意味でこの修正案が出ております。したがって、これに読ませていただくと、5年度に限り現

行の税率を採用しということでございますので、区域がどうかというふうな問題がございませぬけれども、もし伊香保がその該当する部分あるいは地域ということになるとするならば、0.2%で少なくとも5年間はいくということによろしいわけですね。そこだけは、ひとつ確認をさせていただきたいというふうに思います。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） そのとおりであります。

議長（木暮治一君） はい。

委員（岩崎幸代君） 赤城の岩崎でございます。

先ほどから都市計画税について3%、2%、それぞれの市町さんですか、関係者が数字のことを言っている。そうすると、我々ここに掲げてあります、赤城村なんですが、上げてあります都市計画税というのがない地域、5年後なんで、別にこれは5年後合併した後、するかしないかわかんないけども、した後に当然協議すればいいことなんですが、ただいまの渋川市の現状と申しますか、調整区域、都市計画税を払っている区域、これは中心街からというんですか、どこを起点にしてというんですか、じゃ円周ではないと、半径ではないということであれば、点でどうせこの区域、この区域と決めているんでしょうか。そういうときに、赤城村においては30年ほどたつんですが、三原田住宅団地というようなところがあります。そのほかは、農振法の網をかぶしてあります。そういうところをこれから、合併した後なので、今議論することはないんじゃないかと思われるんですが、ただいま言われたように赤城村も住宅団地というのがある。それを都市計画の中に入れるのか入れないのか、それによって3%なのか2%なのか、今数字を議論しているところなんですが、その辺も含めてちょっとお聞かせいただければ、方針を示していただければありがたいと思います。

以上です。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 基本的には、まず都市計画区域の検討をする必要がありまして、都市計画区域が決まっても、課税区域を条例等で決めないと課税されなわけでありませぬ。ですから、先ほど申し上げました5年の間にいろいろ検討していただくというのは、都市計画区域の話を含めて課税区域等もその5年の中で検討していただく。ですから、自動的に不均一課税の間に3%ないし0.2%が課税されるということ、これ全くありませんで、新市になって検討していただく、こういうことでもありますので、よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） ほかにございませぬか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ほかにご質問もないようですので、それではお諮りをいたします。

都市計画税につきましては、修正案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、都市計画税につきましては修正案のとおり決定をされました。

続きまして、議案第20号 渋川地区市町村任意合併協議会小委員会規程についてご協議をいただきたいと思います。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

議案第20号 渋川地区市町村任意合併協議会小委員会規程

事務局長(吉原康之君) 議案、小さい資料ではありますが、3ページをごらんいただきたいと思います。議案第20号についてご説明申し上げます。

議案第20号 渋川地区市町村任意合併協議会小委員会規程について、別紙のとおり提出するものであります。

5ページをお願いいたします。渋川地区市町村任意合併協議会小委員会規程であります。

本規程の説明を行います前に、小委員会設置の基本的方針について説明を申し上げたいと思います。7ページをごらんいただきたいと思います。この基本的方針は、後ほど協議をお願いしております議案第27号の議会の議員の定数及び任期の取扱いに関するに係る協議方法について、仮に小委員会を設置するということが決定されれば、それも含めて今後小委員会を設置して、検討を行わなければならない協議項目が予想されますので、そのような状況に対応するためにあらかじめ小委員会規程を整備するもので、その整備に当たりまして、小委員会設置の趣旨等について整理をしたものであります。

1は、設置及び趣旨であります。合併協議項目のうち協議会から付託された事項について小委員会を設置し、その方向を出し、それについて協議会で最終判断をとするものであります。

2は、委員の選出と選出の方法であります。(1)は、委員数を21名以内とするものでありますが、これは最多の場合で各市町村から3名の委員と共通の学識経験者3人を選出とするものでありまして、(2)は委員の具体的な選出方法でありまして、小委員会の委員は会長及び協議会規約第8条第1項第1号の委員を除く、これは会長であります。除く委員のうちから会長が副会長と協議し、指名し、協議会に報告するとするものであります。

3は、小委員会の付託事項でありまして、(1)は付託する事項の手續に關す

るもので、会長が協議会に諮り、定めるとするものであります。(2)は、ただいまの(1)の手続を第1回会議を開き、正副委員長を互選と付託事項の審議等の開始を定めるものであります。

4の協議会の報告は、小委員会から調査、審議等の経過及び結果を協議会に随時報告するとする定めであります。

5は、会議の公開に関するものでありまして、小委員会の会議は原則公開としたしまして、委員長が一定の場合に会議に諮り、非公開とすることができるとする定めであります。

5ページにお戻りをいただきたいと思います。規程の内容についてご説明を申し上げます。第1条の趣旨であります。この規程は渋川地区市町村任意合併協議会規約第11条第2項に基づき、小委員会に関し必要な事項を定めるとするものであります。

第2条の所掌事務であります。協議会から付託された事項について調査、審議等を行うものであります。

第3条の委員であります。委員は必要に応じ会長が協議会の委員の中から指名するとするものであります。

第4条の組織であります。第1項は小委員会の構成で、委員長、副委員長、委員で組織し、第2項は正副委員長は委員の互選による定めであります。

第6条は、会議の運営であります。第1項は会議の定足数に関するもので、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができないとする定めであります。第2項及び第3項については、説明を省略いたします。

次に、第7条は関係者の出席を求めることに係る規定で、第8条は表決について委員の3分の2以上とする規定であります。

第9条は、会議録に係る規定であります。説明は省略をいたします。

第10条の傍聴は、先ほど基本的方針で説明をいたしました会議の公開に係るもので、協議会運営規程のそれぞれ関係の条文を準用するとするものであります。

第11条は、会議の結果等の報告に係る規定であります。第11条は、説明を省略いたします。

次の6ページをお願いいたします。第12条及び第13条は、説明を省略いたします。

最後の附則であります。施行期日にかかわる定めでありまして、この規程は平成16年2月24日から施行するとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

議長(木暮治一君) 事務局の説明が終わりましたが、議案第20号につきまして質問等ございましたらお願いをいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ないようですので、質問を終結いたします。

お諮りをいたします。議案第20号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議がございませんので、議案第20号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第21号 協議項目10「町名、字名の取扱いに関する事」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

局長。

議案第21号 協議項目10「町名、字名の取扱いに関する事」

事務局長(吉原康之君) それでは、小さい資料の9ページをごらんいただきたいと思えます。議案第21号 協議項目10「町名、字名の取扱いに関する事」についてご説明をいたします。

協議項目10「町名、字名の取扱いに関する事」について、次のとおり定めるものであります。

末尾記載のとおり、1、字の区域については現行のとおりとし、2、字の名称については現行の字名を基本に合併時まで調整するものとしてあります。

大きい資料の2ページをごらんいただきたいと思えます。調整方針は、ただいま説明をいたしましたとおりであります。

次に、調整理由、課題であります。要旨を申し上げますと、当該地域のさまざまな特性等に基づき定められている町や字の名称及び区域は、新市における市民生活などに支障が生じないようにするために調整するもので、原則として現行のものを踏まえ、新市の名称を考慮し、調整するものとしてあります。

課題といたしましては、渋川市の旧渋川町の区域が通称で町名等が呼称されていますことから、この区域の町名表示の扱いの検討の必要性を上げております。

左側の現況の欄であります。1、市町村の現況ですが、ここでは6市町村の大字の名称を整理してありまして、課題で申し上げました渋川市の場合であります。渋川市の欄の最下段であります。大字のない区域として旧渋川町の区域があります。他の町村は、ごらんのとおりであります。

3ページをお願いいたします。2は、ただいまの町名等に係る関係法令ということで抜粋をいたしました地方自治法の規定であります。まず、左側の郡の区域にかかわります第259条であります。6市町村の場合にはその第2項が関係い

たしまして、この第2項によりますと、今回は何らの手続等は必要ないというものであります。

それから、右側にあります第260条の規定であります。市町村区域内の町または字の区域に係る規定でありまして、要旨を申し上げますと、まず第1項は市町村内の町もしくは字の区域の新設や廃止及び町もしくは字の区域もしくは名称の変更の場合には、当該市町村議会の議決と都道府県知事への届け出が必要であると定める定めであります。第2項は、届け出に対する都道府県知事の告示を、第3項では処分の効力発生要件をそれぞれ定めております。

欄外の今度は3であります。3の留意事項であります。ただいまの規定に関する行政実例等でありまして、(1)は「町若しくは字の区域を新たに画し」ということには、新しい町名または字名をつける場合も含まれるというもので、(2)は字には字のみならず、大字、小字も含まれるというものであります。

(3)は、市町村の廃置分合、つまり合併であります。合併の際の字の区域と名称の取り扱いの手続に関するもので、旧町村の字の区域と名称をそのまま使用する場合には、先ほど説明いたしました地方自治法第260条の手続は不要であるというものであります。

その下には、ただいまの手続不要の例と手続を要する例を整理しておきましたが、まず手続不要の例では、上の例から申し上げますと、左側から矢印の右側を見ていただきますと、左側の合併前の町では大字ないし字を使用しておりません。合併後の市になっても同様に使用しないということであれば、手続は不要だということになります。次に、その下の例では、合併前後でいずれも大字及び字を使用している場合であります。

次に、手続を要する例では、やはり同様に見ていただきまして、大字及び字を使用している町が合併後は、右側になります。市ということになり、上から従前のおり町の名前を残し、字を使用しない場合、次が字を使用する場合、一番下が従前の何々町としないで何々だけにし、字を使用する場合であります。

(4)は、先ほどの260条の変更手続を要するものということで、従前大字何々を大字を使用しない何々だけで、ここでは と表示しておりますが、これにしても変更手続は必要だとするものであります。

(5)は、町名、字名に関する変更手続について、まず上に記載の4行目までのところではありますが、合併時の混乱を避けるため、町名及び字名の取扱いは必要最小限にし、できる限り従来のものをそのまま使用し、いずれにしても関係市町村間で議論をしておくことが重要だとする先進地の状況などを、そしてその下の段落の記載では、先ほど条文の説明で申し上げました変更の際の手続について整理をしたものでありまして、260条の先ほどの条文の説明では都道府県知事に届け出をする必要があると申し上げましたが、群馬県では記載のとおり本年の

4月1日から市町村長にこの権限が移譲されることになっておりまして、その後は市町村長に届け出等が行われます。以下の図は、この流れを図にしたものであります。

次の具体的な事例であります。表の左側をごらんいただきますと、 というのがありますが、これは山梨県南アルプス市の場合で、中巨摩郡白根町大字飯野を新市の名称に続き、大字の字句を削り、大字名の飯野を加えた形で整理をしたもので、この場合には先ほどの手続が必要の例に該当します。

は長野県千曲市の例で、埴科郡戸倉町千本柳を、ただいまの の場合と異なりまして、大字の字句を残し、市の名称の後に大字千本柳という形にしております。これは、変更手続不要の例であります。

は前橋市の例で、市の名称の後に旧市町村名、ここでは粕川村を粕川町として続け、それに粕川村の大字名を大字の字句を削って加え、ごらんのような形にしております。この場合は、変更手続必要の例であります。

は、岩手県北上市の場合で、ただいまの の前橋市の場合とほぼ同様の形ですが、大字の字句を残して整理をしております。この場合にも変更手続を要します。

は、新潟県佐渡市の場合で、市の名称に続け旧市町村の従前の名称を大字の字句だけ削った形で加えて整理をしております。ごらんのように佐渡市新穂瓜生屋としております。この場合は、変更手続不要であります。

最後の6は、やはり前橋市の場合ですが、先ほどの の粕川村の場合と異なり、旧市町村名は残さず、市の名称に続けて大字という字句を削った大字名を加えたごらんのような前橋市河原浜町としております。

次に、4ページをお願いいたします。5の先進地事例であります。上段にあります西東京市と一つ飛びましてさぬき市、それから下段の宗像市とその隣の東かがわ市の例が、それぞれやや異なりますが、かなり具体的な調整方針案となっております。上段にありますさいたま市と下段の山梨市の例が本議案とほぼ同様の調整方針となっております。

次の5ページをごらんいただきたいと思っております。これは、住所の表示変更により必要となる手続等について整理をしたものでありまして、左側の上の表から、まず不動産等登記関係では記載のとおり土地登記簿、法人の所在地等、住所変更の手続は不要とされております。

次の健康保険、年金関係であります。上段の年金関係では土地の登記簿等と同様に変更手続は不要ですが、健康保険については、国民健康保険と社会保険の場合では異なりますが、それぞれ所定の手続が必要となります。

次の自動車登録や運転免許などあります。特に運転免許証の場合について見ますと、本籍及び住所を直ちに変更する必要はないということでありまして、

次回の更新の際に住所等を変更するということになります。

右側の上の表は、各種営業の許可や免許などに係るものでありまして、最後の表は金融機関関係であります。説明は省略をいたします。

それから、欄外でありますその他は、事業活動などに伴います例えば記載の看板、製造品などに関連いたしました住所表示の変更が必要になるというものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、議案第21号につきまして質問等ございましたらお願いをいたします。

はい。

委員（宮下 宏君） 渋川の宮下ですが。

町名、字名の件で、ほかの町村さんにはないんだらうなという気はしております。明治の22年の合併の落とし子かなという気がして、ひとつここでお聞きしておきたいと思えます。この件については、渋川市の場合なんでありまして、例であります。先ほどの説明にもありましたように2ページの渋川市の例、大字名のない区域、これは旧渋川町の区域を言っておるわけでありまして、これは21の町内があるわけでありまして。この中に今まで平成の6年、それから8年、9年、長い時間この件についてはいろんな角度で例えば県との協議があり、また旧渋川の町内の自治会長、また公共物等名称、また11年、13年にも自治会との協議があり、いまだに市民の声でも14年の9月に市民の声、また質問箱、また市長への投書、これは渋川市でやっているばらばら、これも15年の2月、このように長い歴史というんですか、そういう中で町名が非常にぐあいが悪い。渋川市何番地だけ。例えば市役所の方に入っても、渋川市何番地がどこか全然わからない。市の職員でもわからない。そういう今まで非常に不都合があり、自治会の方からも私たちに要望される一つの問題であります。今自治会長等々の話も進行中とはいう話があるわけでありまして、明治の合併のときのものを再度起こすんじゃないですけど、何かここで渋川市何番地だけじゃなくて、そんなような考え方、大字ぐらいはつけるとか、そういう物の考え方は、旧町内のものはどのような考え方があるのか、ひとつご答弁をお願いしたいと思えますが、よろしく願いします。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 先ほどもご説明申し上げましたように、今ご質問の中にもありましたように、それぞれ市町村によってさまざまな状況があるわけでありまして、そういう意味で調整方針の2でお願いしております現行の字名を基本に合併時まで調整するというのは、そういう趣旨を踏まえたものでありまして、今後各市町村においてそれぞれ今お話が出たような問題点を踏まえた議論をしていただくと、合併時まで調整をしていただくと、こういうことで考えてお

ります。手順とすれば、まだこれ具体的に整理はしておりませんが、事務局の方で一定の基準といいますか、検討の進め方の基準といいますか、そういったものを多少整理をいたしまして、各市町村にその検討をお願いするようなことを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（木暮治一君） 宮下委員。

委員（宮下 宏君） 答弁でも中身がわかるわけではありますが、非常に長い年月をこれだけの論議がある中で、例えば郵便番号の決め方のときでも相当いろんな角度からの話が出ました。また、今は区画整理を町の中やっておるわけではありますが、合併の時期が決まっておる中で各市町村に任せるといっても、もうもし合併するとなれば、非常に短時間であります。これを何十年という歴史の中でなかなか整理ができなかったものがその辺の期間内で整理ができるものかどうか、その辺の不安が非常にあるわけであります。いつもそんなことを考えている中で、ちょっと質問も方向が違ふような気も、渋川市だけのものになってしまうような気がして非常に迷惑だと思ふわけではありますが、この時間のない中での町名の整理はいかが。その辺はどうです。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 先ほども申し上げましたが、基本的には市町村にそれぞれ今ご質問いただいているような事情があるわけでありまして、それを一律に任意合併協議会等でこういったことで決めなさいという話にもならないわけでありまして、そういう特殊事情を踏まえて合併時までにはそれぞれの市町村で方針を出していただいて、合併時までには一定の方向で調整をします。結果的に、例えば渋川市の例で言いますと、今お話にもありましたように期間が非常に短いわけでありまして、そういう中で調整ができないということにもなるような状況もあるかと思ひますが、それはその市町村の方針でそういった町名表示の変更するかしらないかを決めていただくと。決めた上で、方針に基づいて合併時までには調整をします、ということでありまして、各市町村の特殊事情を踏まえた市町村ごとの検討をお願いしたい、こういうふうを考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

委員（宮下 宏君） 事務局の答弁もこれは難しいんだなと思ひながらも、各町村の方ではこういうことないと思ふんです。でかく言えば例えば富士見村がうんと数があるとか、また東村が幾つもあるとか、これは県内でもあるわけでありまして、ですが、渋川市の場合はこういう長い時間にも整理がつかない。たまたまここへ連合の会長がおりますので、この辺の考え方をひとつこの場でお聞きしておきたいと思ひますが、よろしくお願ひを申し上げて終わります。

委員（今成久男君） この問題については、平成7年度に渋川市の方から、行政の方から旧市内を六つか七つぐらいに分けたいというような要望があったわけなん

ですが、大同合併がなされるまでには何とか検討しようじゃないかという話でいたわけなんです、先般も行政課と相談はしたんですが、まだちょっと方針が定まっていないような話なんで、検討しているところのようなんです。

委員（宮下 宏君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（木暮治一君） ただいまの件につきましては、市長といたしましても、今宮下委員の方からご質問の中で話されたように、非常に長い期間渋川市ではそういった問題があります。特に町うちはもとより旧町の中でも郊外に新居を移された方、新しく住まった方についてはいろいろな手続上非常に不便だという声があるわけでありまして。そういった点で渋川市としても当然早くこれは決めなければならないなと思ひておりますし、今回の合併協議の中で当然これもできるだけ詰めていかなければならないと思ひておりますので、努力いたします。

ほかにご質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ないようですので、質問を終結いたします。

お諮りいたします。議案第21号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第21号は原案のとおり決定をされました。

続きまして、議案第22号 協議項目14「条例、規則等の取扱いに関すること」について、事務局より説明をしてください。

事務局長。

議案第22号 協議項目14「条例、規則等の取扱いに関すること」

事務局長（吉原康之君） それでは、小さい資料の11ページをまずごらんいただきたいと思ひます。議案第22号 協議項目14「条例、規則等の取扱いに関すること」についてご説明をいたします。

協議項目14「条例、規則等の取扱いに関すること」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、条例、規則については各種協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障を来さないよう整備するとするものであります。

大きい資料の6ページをごらんいただきたいと思ひます。調整方針案については、ただいま説明したとおりであります。

右側にあります調整理由、課題であります、まず調整は新設合併の場合関係市町村の条例等はすべて失効いたしますが、新市における条例は合併前の条例等

が基本となりますことから、これらの条例等について合併後の条例等の制定作業を円滑に進めるために行うもので、課題といたしましては、例規集に登載をされていないさまざまな要綱等がありますが、それらの整備の必要性を挙げてあります。

左側にあります現況の欄、1の市町村例規集登載の現況であります。表は平成15年9月1日現在で6市町村の各例規集に登載されている条例等の数について整理したものであります。各市町村の条例等の合計数は、表の最下段のとおりでありまして、6市町村の合計数、一番右側の欄をごらんいただきますと、上から条例が900、規則が744、その他412、これは欄外にあります規程、要綱等であります。これらを合わせますと2,056という状況になっております。

次に、関係法令であります。先ほど調整理由のところでも申し上げましたとおり、必要とされるすべての条例等を新市において新たに制定することになりますが、ここに掲載いたしました地方自治法等の規定は新市移行の際の過渡的な状況に対応するための地方公共団体の長の権限等の根拠となる条文であります。

まず、冒頭の第15条では規則に係る定めでありまして、地方公共団体の長はその権限の範囲内で規則を定めることができるとするものであります。

次の専決処分に係る第179条は、この規定に定められている一定の要件を満たせば、地方公共団体の長は議会の議決すべき事件を処分することができるとする定めでありまして、新市になってまだ議会が成立をしていないなどの場合に必要に応じて条例の制定等を行う場合の根拠となる定めであります。

次に、地方自治法施行令の長の職務を暫定的に行う者に係る第1条の2であります。新しく市が設置された場合を例に説明をいたしますと、新市になって市長の選挙がまだ実施されていない場合に、それまでの間、仮に本協議会の6市町村の場合でいいますと、6市町村長の協議によって定められた者がその職務を行うとする規定であります。

次に、条例、規則の暫定施行に係る第3条であります。これはただいまの第1条の2によって定められた長の職務執行者は新市において新たに条例等が施行されるまでの間、従来それぞれの地域に施行されていた条例等をそのまま当該地域に施行することができるとする規定であります。

次の7ページをお願いいたします。これは、前ページで説明をいたしました地方自治法等の関係規定で、専決処分などによって条例等の制定をする場合にどのような条例ならば問題ないのか、あるいは通常のように新しい議会成立後でなければ制定し得ない条例にはどのようなものがあるか等について整理をしたもので、まず の専決処分に係る条例については、先ほどの関係法令の説明で申し上げましたその四角の下に記載の必要性等に基づいて、具体的にはその右になりますが、 の新市制度として専決処分する条例ということでは、以下のような条例

がその対象になります。まず、1は法定必置などの理由から市政執行上空白期間の許されない条例等、2は新市の組織やその運営職員等の勤務時間に関するもの、3は市民の権利の保護や制限など、あるいは義務を課すもので空白期間の許されないもの、4は公の施設の設置、管理に関するもの、5は6市町村が同様の制度に基づいている事務事業で、統合の必要のある例えば括弧にあるような印鑑登録及び証明に関する条例や手数料条例などがあります。そして、これらの条例については、その右側にありますように、最初の議会に報告することになります。

次に、真ん中にあります の暫定施行に関する条例がありますが、具体的にはその右の の新市発足後も引き続き旧市町村条例を施行する条例ということでは、まず1は名称などに類似性はあるが、6市町村の制度に差がありますことから、新市設置日に統合困難なもの、2は6市町村のいずれにしかない条例で新市全域への適用に政策判断を要するもの、3は既に適用されている条例の整理をするまでの間施行するもの。

次に、最下段になりますが、 の逐次制定する条例がありますが、これは の先ほどの専決処分になじまない条例と の新市発足後に逐次制定する条例があり、 は市長、職務執行者に議案提出権がない条例で、具体的には括弧内の市議会委員会条例や市議会事務局設置条例などがあります。 は、市長の政策判断に係る条例でありまして、その右にありますように 及び に係る条例については最初の議会あるいはそれ以降の議会において逐次議決が必要となります。

8ページをお願いいたします。2の先進地事例がありますが、ごらんのように上段にあります西東京市や下段の宗像市のように比較的詳細な表現を使って調整方針を整理しているものとさいたま市や山口市のようにそうでないものがありますが、基本的な部分では差異がないというふうに考えております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 議案第22号につきまして説明が終わりました。

この件につきまして質問等ございましたらお願いいたします。ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問もないようでありますので、お諮りをいたします。

議案第22号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第22号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第23号 協議項目22「介護保険事業の取扱いに関すること」についてを議題といたします。

説明してください。
事務局長。

議案第23号 協議項目22「介護保険事業の取扱いに関すること」

事務局長（吉原康之君） それでは、小さい議案資料の13ページをお願いいたします。議案第23号 協議項目22「介護保険事業の取扱いに関すること」についてご説明をいたします。

協議項目22「介護保険事業の取扱いに関すること」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、1、介護保険事業計画については現行のとおりとする。なお、次期介護保険事業計画については合併時までに速やかに策定体制等を調整し、新市において策定し、2、介護保険料及び減免制度については、合併時は現行のとおりとし、次期計画を踏まえ、平成18年度から同一のものを適用する。なお、納期については国民健康保険税の納期により、3、社会福祉法人等による利用者減免措置については合併時に5町村の例により統一し、4、介護認定審査会については合併時に調整するとするものであります。

大きい資料の9ページをお願いいたします。調整方針は、ただいま説明したとおりであります。

右の欄をごらんいただきたいと思います。調整理由、課題であります。ここでは調整方針の項目ごとに整理をしております。まず、1の原則として新市において策定することが必要とされている介護保険事業計画については、合併時までに実務的な整理が困難であり、合併後も6市町村の計画をそのまま適用できるとする特例措置であるため、調整は行わないこととし、課題としては次期介護保険事業計画策定を円滑に進めるための具体的な方法についての検討の必要性を挙げております。

次に、2の介護保険料、保険料減免制度及び納期について。まず、介護保険料及び保険料減免制度の調整は、ただいまの介護保険事業計画の場合と同様の理由により行わないこととし、そして納期の調整はそれぞれ相違が見られることから行い、課題といたしましては、保険料減免制度についての新市における減免基準額の決定や納期に係る電算システムの調整の必要性を挙げてあります。

次ページをお願いいたします。右の欄であります。3の社会福祉法人等による利用者負担軽減制度については、調整は同一の制度の5町村と渋川市の制度に相違が見られますことから、軽減措置の対象者が減少しない方向で行い、課題といたしましては、財源負担の増加などを挙げております。

最後の介護認定審査会については、合併により構成市町村が変更となることから調整するもので、課題といたしましては、広域8市町村のうちの当任意協議会

に加わっていない2町村への対応の必要性を挙げております。

申しわけありませんが、前ページへお戻りいただきたいと思っております。左側にあります現況の欄であります。1の介護保険事業の概要であります。この表では、現行介護保険事業計画について整理をしております。法律に基づいて策定されておりますことから、当然ではあります。表の左側にあります名称、計画期間、策定方法、策定体制、いずれの項目についてもごらんのとおり6市町村ともほぼ同様となっております。

2の介護保険料の状況であります。表の一番左の欄の項目、上から保険料額基準月額はその下にあります所得階層別保険料年額の第3段階の額、例えば渋川市の欄をごらんいただきますと、渋川市の上から3番目に3万4,400円というのがあります。これを12カ月で除したものでありまして、これが先ほど申し上げました基準月額となるものであります。ごらんのとおり6市町村でそれぞれ違いがありますが、これらの違いは市町村における保険サービスの状況、サービスの利用者数の状況などによって生じてくるものであります。最下欄の普通徴収の納期についても違いが見られるわけでありまして。

次のページをお願いいたします。冒頭の3の保険料減免制度であります。ごらんのように渋川市、伊香保町、赤城村の3市町村においていずれも同様の制度を設けております。表にあります第1号被保険者、これは市町村の住民のうちの65歳以上の人であります。このうち記載の要件を満たせば先ほど説明の第1段階の保険料が適用されることとなります。

4の社会福祉法人による利用者負担軽減措置であります。これは介護保険法で定める例えば訪問介護や通所介護などの一定のサービスについて、社会福祉法人が行う生活困窮者に対する利用者負担の減免事業に対して一定の条件のもとに市町村長が助成を行うという制度でありまして、渋川市だけが軽減対象を総収入46万円以下としておりまして、他はほぼ同様の内容となっております。

5の要介護認定審査会は、先ほども触れましたが、これは広域8市町村で共同設置をしております。それぞれ記載をしておりますが、同一のものであります。

次のページをお願いいたします。6の6市町村の介護保険事業の比較ということで整理をしたものでありまして、(1)、(2)の説明は省略をいたしまして、(3)、左側の最下段にあります。保険給付費等の状況であります。その表の右にあります合計欄、平成14年度実績で保険給付の総額は32億9,966万2,000円で、その下になります受給者延べ人数は2万909人となっております。

今度は右の上の表、(4)になりますが、介護保険特別会計であります。やはり合計欄をごらんいただきますと、平成14年度決算額では35億2,601万5,000円で、平成15年度予算額では37億9,873万円で、これは予算であります。平成14年度に比較し増加をしております。

(5)は、介護保険介護給付費準備基金であります。これは給付費の変動に対処するために黒字額を積み立てたもので、6市町村の状況は記載のとおりでありまして、合計では一番右の欄、2億7,920万7,000円となっています。

次の12ページをお願いいたします。7は、介護保険制度の概要をまとめたものでありまして、左の表は介護保険制度であります。説明は省略をいたします。

その下の表は、先ほども説明いたしました保険料の段階別対象者を整理したもので、ごらんのような所得の方がそれぞれ各段階の保険料を納めることとなります。

右側にあります関係法令については、介護保険法の関連する規定を抜粋したものであります。説明は省略をいたします。

次の13ページをお願いいたします。先進地事例であります。上段のさいたま市の場合はかなり包括的な調整方針でありまして、逆に下段にあります東かがわ市の場合は詳細な調整方針となっております。他は、内容的には多少の違いが見られますものの、本議案の調整方針と類似したのとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 議案第23号につきまして事務局の説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

はい。

委員（塩野光弘君） ほぼよろしいんですが、10ページの社会福祉法人の利用者負担の軽減制度の部分でちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

その前に、11ページの介護保険特別会計の渋川市の14年度の決算額と15年度の予算額が金額違うと思うんですが、訂正をしておかれた方がよろしいかと思えます。

では、本論に入ります。5町村、社会福祉法人の利用者負担の軽減措置の問題ですけれども、5町村の例を基準にさせていただくということで、非常によろしいというふうに思うんですが、ここの課題のところには財政負担額を伴うことが見込まれるというふうに書いてあります。渋川が46万以下で、それを50万以下にそろえるということですから、たかだか4万円の部分であります。どのくらいの人たちがこれに該当し、それによってどのくらい財政負担増が伴うのかということはどうせ調査されているでしょうから、ちょっとその辺が気になりましたので、概算で結構ですけれども、どのくらいなのかということだけお聞かせ願いたいと思えます。

以上です。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） ただいまご質問の財政の影響額でありますけれども、現在

のところまだ資料は、分科会で検討して既に整理はしていると思いますが、その報告をいただいておりますので、改めてまた次回の任意協議会でご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

議長（木暮治一君） ほかにご質疑ございませんか。

ほかにご質疑もないようですので、質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。議案第23号につきましては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ないようですので、議案第23号は原案のとおり決定をされました。

続きまして、議案第24号 協議項目23「消防団の取扱いに関する事」についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長。

議案第24号 協議項目23「消防団の取扱いに関する事」

事務局長（吉原康之君） それでは、議案資料、小さい方ではありますが、15ページをごらんいただきたいと思います。議案第24号 協議項目23「消防団の取扱いに関する事」についてご説明をいたします。

協議項目23「消防団の取扱いに関する事」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、1、消防団は合併時に統合し、2、分団の組織等については現行のとおりとし、新市の消防計画に基づき調整するものとするものであります。

参考資料の14ページをお願いいたします。調整の方針については、ただいまご説明申し上げましたとおりであります。

右の調整理由、課題の欄であります。まず調整は合併で市域が拡大しても消防団の必要性については引き続き重要性があります。また、命令系統の円滑化等を基本に行い、課題といたしましては役場職員で構成をする分団、女性団員、ラッパ隊等の取り扱いの検討の必要性を挙げております。

左側にあります現況の欄をごらんいただきたいと思います。表の上から消防団の分団数、定員、報酬、階級、出動手当、行事、任用条件、そして次のページになりますが、消防運営交付金、協力金等、退職報償金制度、消防賞じゅつ金制度について整理をいたしておりまして、14ページになりますが、14ページにあります2の報酬であります。ごらんいただきますと各市町村によってかなりの違いがあることがわかります。また、その次の出動手当であります。渋川市には

ありませんが、他の町村にはそれぞれ記載の状況の出動手当を設けております。

15ページになりますが、6の消防運営費交付金、協力金等がありますが、各市町村それぞれこれまでの分団設置の背景、まちの規模などによってかなりの違いがあることがわかります。

7の退職金報償制度がありますが、渋川市は条例で、他の町村は群馬県市町村総合事務組合に加入しておりまして、これによりそれぞれ退職金の支給に対応している状況にあります。渋川市の欄がありますが、渋川市はただいま条例で制度をと申し上げましたが、表の下に記載してありますとおり、5年以上はその右の町村の欄のとおり群馬県市町村総合事務組合の場合と同様ですが、渋川市の表の3年以上5年未満という部分については渋川市独自のものということになります。

最後の8の消防賞じゅつ金制度については、7の退職報償金制度の場合と同様に渋川市だけが条例で制度を設けておりますが、内容的には同様であります。

16ページをお願いいたします。関係法令は、消防組織法の関係規定を抜粋したものでありまして、説明は省略いたします。

最後の先進地事例がありますが、それぞれの市の状況を見ますと、整理の項目数、表現等については違いが見られますものの、大要については本議案の調整方針とほぼ同様であります。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 議案第24号につきまして事務局の説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議案第24号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議ございませんので、議案第24号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第25号 協議項目24 3「納税関係の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長。

議案第25号 協議項目24 3「納税関係の取扱い」

事務局長(吉原康之君) 小さい資料の17ページをごらんいただきたいと思います。
議案第25号 協議項目24 3「納税関係の取扱い」についてご説明をいたします。

協議項目24 3「納税関係の取扱い」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、1は納税組合報奨金、優良納税組合表彰については合併時まで廃止の方向で、2は口座振替金融機関等については合併時に、また口座振替手数料については渋川市の例により調整するとするもので、3は市町村民税の収納及び徴収体制については合併時に新たな体制に調整するとするものであります。

大きい資料の17ページをお願いいたします。17ページであります、調整方針はただいま説明を申し上げたとおりであります。

右の欄、調整の理由、課題であります、調整方針の項目ごとに整理をしております、まず理由であります、冒頭の1は納税組合奨励事業は渋川市のみの事業であり、既に目的が達成されていることから、廃止の方向で調整するとするものであります。

2は、指定金融機関や手数料等に6市町村では差異が見られることから調整するもので、課題といたしましては、手数料は金融機関等との調整が必要になるということを挙げております。

3は、収納等の体制が6市町村で異なりますことから調整するとするもので、課題といたしましては、さらに収納率の向上を図ることができる体制とすること、これを挙げております。

現況の欄、左側であります、1の納税の奨励の欄、1では渋川市のみの納税組合の報奨金等の状況について整理をしております。

次のページをお願いいたします。欄の2になりますが、優良納税組合表彰の状況について整理をしております、説明は省略いたします。

2の口座振替では、その欄の1の口座振替金融機関等については、6市町村でそれぞれかなりの違いがあることがわかります。

欄の2の口座振替手数料については、ごらんのように金融機関等に支払う手数料は渋川市が他の町村に比べて低額であることがわかります。

3の市町村税等の収納及び徴収体制であります、6市町村それぞれ収納率向上のための体制等をとっていることがうかがえます。詳細は、説明を省略いたします。

次のページをごらんいただきたいと思います。関係法令は、納税貯蓄組合法の目的や納税組合に対する補助金の交付に係る規定を抜粋したものであります。説明は省略いたします。

4は、納税貯蓄組合等に係る先進地事例であります、説明を省略をいたします。

以上で説明を終わります。よろしくご協議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたので、ご質問等ございましたらお願いいたします。

新井委員。

委員（新井晟久君） 「各種事務事業の取扱いに関する事」のうちの「納税関係の取扱い」、そのうちの3番、市町村税等の収納及び徴収体制については合併時に新たな体制に調整するというところでございます。今滞納が年々ふえてきています。滞納整理については、各自治体とも本当に頭の痛い問題だと思います。渋川市も国保も約4億円にもなる滞納が出てきています。滞納整理については、各市町村のそれぞれの担当者、また職員の方々が真剣になって滞納整理に当たっておりますけども、この点について合併時に新たな体制に調整するというところで、今までと同じようなことをしていたのではなかなか滞納の整理が進まないと思うんです。新たな体制に調整するというところで、こういう点でもって調整していきたいというものが何かありますかどうか、ちょっとその辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 先ほども説明を申し上げましたとおり、各市町村でそれぞれ徴収体制がかなり異なるわけありますから、そういう体制の差異も含めて今ご質問にありましたような内容も調整しながら今後合併時までには調整すると、こういうことでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） 新井委員。

委員（新井晟久君） 合併時までにはということで、まだ何も具体的なものは、新市になってから対応するということですかね。渋川市の例を申し上げますと、それぞれ職員の方が滞納整理月間でもって一生懸命頑張っておりますが、それぞれ自分の時間の範囲の中でやっているわけです。ですから、なかなか滞納整理に行くのに昼間いなくて、夜行かなくちゃならない場合も多々出てくると思うんです。夜行った場合に残業手当なんていったら、これはまた大変なことになるんで、私前々から言っていますけども、夜でも職員の方が滞納整理に行って、なおかつ残業手当がつかないような方法をぜひ考えていくべきだと、こういうことも以前議会で申し上げたことがあるんですが、そういうことも含めていろいろ体制の滞納整理の調整を図るわけでございますが、これは部長に言っても、各町村長に言った方がいいんかしれないですけども、それについてもただ調整するということじゃなくて、もうちょっと何かあったら、ないためにさっきの答弁だと思うんですけども、何かありましたらひとつよろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局長。

事務局長（吉原康之君） 一般的な話になりますけども、基本的には今ご質問にありましたように、収納率をできるだけ向上させるといような説明も先ほど申し上げましたけども、基本的にはそこが基本になりますんで、そういうことを踏まえて各市町村の担当者に調整をしていただくと、こういうことでありますんで、合併時までにはできるだけ今後の収納率が向上するような体制が可能となるような調整をいただくと、こういうことでありますんで、よろしくお願いたします。

議長（木暮治一君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質問ないようですので、議案第25号につきまして原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議もございませんので、議案第25号は原案のとおり決定をされました。

続きまして、議案第26号 協議項目24 6「広報広聴の取扱い」についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局長。

議案第26号 協議項目24 6「広報広聴の取扱い」

事務局長（吉原康之君） 小さい資料、議案であります、19ページをごらんいただきたいと思ます。議案第26号 協議項目24 6「広報広聴の取扱い」についてご説明いたします。

協議項目24 6「広報広聴の取扱い」について、次のとおり定めるものであります。末尾記載のとおり、1は広報紙の発行については渋川市の例により、ただし要覧、グラフしづかわ、ふるさと通信、市民便利帳及びホームページについては新市において検討し、2は住民の声制度については新市において調整し、3は表彰制度については新市において調整するとするものであります。

大きい資料の20ページをお願いいたします。調整方針は、議案で説明を申し上げましたとおりであります。

次の右の欄であります、調整理由、課題でありまして、ここでは調整方針ごとに整理をしております、1ではまず調整は発行回数に違いが見られますことから、住民へのきめ細かな情報提供などを目的とする広報紙の役割を考慮し、毎月2回発行の渋川市の例を軸に行い、課題といたしましては発行日、編集方針、発行部数等の調整やインターネットの活用などを挙げております。

2では、住民の声制度について、調整は6市町村に違いが見られることから、

それぞれの制度を基本に行うとしております。

3では、調整は6市町村の表彰制度の経緯等の違いを考慮し、継続することを基本に行うとしております。課題といたしましては、制度化のための根拠や選考方法等を検討する必要があるということを挙げております。

次に、左側の現況の欄、1の広報関係では、欄の1であります。広報紙の発行については部数、発行回数などを、(2)ではその他の広報紙の発行ということで、市勢要覧や町勢要覧などの発行回数や部数などをそれぞれ整理をしておりますが、説明は省略をいたします。

次のページをお願いいたします。2の広聴関係は、住民の声制度について整理をいたしておりまして、それぞれごらんのとおりでありますので、説明は省略をいたします。

次に、3の表彰制度であります。欄の1の名誉市町村民制度については小野上村、子持村、北橋村の3村に条例等を根拠とする制度がありまして、欄の2の市町村功労者表彰等については、6市町村がそれぞれ制度化をしております。ごらんのとおり表彰方法等に違いが見られるわけです。

次の22ページをごらんいただきたいと思います。4の先進地事例であります。下段にありますさぬき市及びあさぎり町の例ではかなり具体的な調整方針となっております。他は本議案の調整方針とほぼ同様であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 議案第26号につきまして事務局の説明が終わりました。

ご質疑等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。議案第26号につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） ご異議もございませんので、議案第26号は原案のとおり決定されました。

続きまして、議案第27号 「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること」に係る協議方法についてを議題といたします。

事務局より説明をしてください。

事務局長。

議案第27号 「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること」に係る協議方法

事務局長（吉原康之君） 議案第27号 「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること」に係る協議方法についてご説明を申し上げます。

「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること」に係る協議方法について、次のとおり提出するものであります。末尾記載のとおり「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関すること」については、次の3案のうちのいずれかの方法により協議し、決定するものであります。1は、小委員会を設置して協議するというもので、この場合の委員構成であります。3号委員、これは関係市町村議会からの選出委員であります。1名ずつ計6名、4号委員、これは各市町村の学識経験者、1名ずつ6名、5号委員、これは共通の学識経験者で3名の方をお願いをしておりますが、その中から1名をとということで、右側にありますように合計で13名であります。

次に、2の議長連絡会あるいは3号委員連絡会等で協議するというもので、委員構成は3号委員連絡会ということで整理をいたしたもので、各市町村の3号委員の方を全員お願いし、これが18名で、それに5号委員の方も全員お願いし、これが3名で、合計21名であります。

最後の3は、第三者機関を設置して協議するというもので、委員の構成は住民代表、学識経験者、各種団体代表者等で構成をし、委員数は10名から15名程度とするものであります。

23ページをお願いいたします。これは、ただいまの議案第27号の参考資料ということで整理をいたしたものでありまして、既に前回の協議会で説明をいたしたものでありますし、委員の構成案等はただいま議案で説明いたしましたとおりでありますので、説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

議長（木暮治一君） 事務局の説明が終わりましたが、議案第27号につきましてご質問等ございましたらお願いいたします。

南雲委員。

委員（南雲鋭一君） この際動議を提出いたします。

ただいま協議方法として三つの案が提出されましたが、先日第3号委員全体で協議した結果、1の委員構成に5号委員を2名追加し、3名とし、合計15名で小委員会を設置して協議するという案を追加して協議願いたいとの意見の合意を見ましたので、本案を4番目の案として追加し、議案とされんことを望みます。

以上です。

議長（木暮治一君） ただいま南雲委員から協議方法の追加に係る動議が提出されました。協議方法として三つの案が事務局の案として提出されておりますが、先

日の3号委員の全体会議の中で協議した結果、1の委員構成に5号委員を2名追加し、3名とし、合計15名で小委員会を設置して協議する案を追加して協議願いたいとの意見の合意を見たものであります。本案を4番目の案として追加して議案とされることでもありますけれども、この件につきましていかがいたしましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ただいま提出されました案につきましては、追加することに決定をいたしました。

それでは、協議方法といたしまして、事務局から提案された三つの案にただいま提案されました案を加えまして、四つの案のうちから協議方法を決定していただきたいと思えます。

ご協議をお願いしたいと思えますけれども、先ほどの南雲委員さんの発言にもありましたように、3号委員の意見としてはただいま提案されました第4案目で意見が集約されているとのことでもあります。他の委員の皆さんのご意見をお伺いいたします。特にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ないようですので、お諮りをいたします。

議案第27号 「議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する事」に係る協議方法について、追加されました案の3号委員各市町村1名、4号委員各市町村1名、5号委員3名、合計15名の委員構成の小委員会で協議することで決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) ご異議ございませんので、議案第27号につきましてはそのように決定をされました。

この際ここで暫時休憩をいただきまして、小委員会の委員さんを各市町村で選出していただきたいと思えます。なお、取りまとめにつきましては2号委員さんをお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

議長(木暮治一君) では、会議を再開いたします。

事務局から構成委員の報告をお願いいたします。

次長。

事務局次長(五十嵐研介君) ただいま選考いただきました結果についてご報告申し上げます。

第3号委員であります。渋川市は宮下委員、伊香保町が高橋委員、小野上村が中沢委員、子持村が埴田委員、赤城村が岩崎委員、北橋村が南雲委員であります。

続きまして、第4号委員であります。渋川市が今成委員、伊香保町が山口委員、小野上村が木暮委員、子持村が飯塚委員、赤城村が木暮委員、北橋村が小泉委員であります。

それから、第5号委員であります。3名様であります。本日欠席しておりますけれども、桜井委員、戸所委員、小野委員の皆様であります。よろしくお願いいたします。

ただいま印刷の用意をしておりますので、協議会終了まではご配付できるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） ただいま事務局から報告されました委員の皆様には小委員会の委員をお願いすることといたしますので、よろしくお願いいたします。

協議事項につきましては以上であります。

次に、次第の4、その他に移ります。

(1)、渋川地区市町村新市建設計画策定に関わる住民意識調査中間報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局長。

その他

事務局長（吉原康之君） それでは、別に配付をいたしました渋川地区市町村新市建設計画策定に関する住民意識調査の資料をごらんいただきたいと思います。

1ページをお願いいたします。1の調査の概要であります。まず調査の目的であります。新市建設計画の作成に当たり、住民が期待する新市の将来像やまちづくりのあり方を把握し、住民の意向を計画策定に反映するための基礎資料を得るために実施したものであります。

次の調査方法であります。 (1) の調査対象はこの任意協議会に参加しております記載の6市町村であります。

(2) の抽出数は8,000人で、その内訳は次表のとおりであります。

(3) の調査の方法であります。 アンケートによる方法で、(4) の調査期間は平成16年1月16日から1月30日の間で実施をいたしました。

(5) の調査票の配付、回収方法はいずれも郵送により行いました。

回収の結果であります。全体の配付数は先ほどのとおり8,000でありまして、回収票は(1)のとおり、平成16年1月30日ではありますが、3,010でありましたが、この後整理をいたしまして、パーセンテージは括弧内にありますように現在

のところ37.6というような記載がありますが、最終的には40.29%になることになっております。

それから、表であります、そのページの下の表は市町村別の回収状況等を整理したものであります。

次の2ページをお願いいたします。調査項目であります、次表のとおりでありまして、これはかつての会議で説明をしておりますが、全体の構成をご理解いただくために改めて簡単に説明いたしますと、左の欄、大区分という記載の1の初めのところでありまして、その右の欄にあります性別以下記載の回答者の属性について聞いたもので、次の2は現在の住まいの状況ということで、その右の欄にあります記載の項目について聞いております。3は、新しいまちの施策ということで、その右の欄にあります重視すべき施策について、最後の4はまちづくりの方向ということで、その右の欄、市町村の魅力や誇り、そしてキーワードについて聞きました。

設問数は、一番右側の欄にありますように全部で11問で、問1から問6が回答者の属性、問7から問10までが住民意向を把握するための設問で、問11は自由回答欄ということでありました。

次の3ページをお願いいたします。2の回答者の属性であります。問1の性別では男性が48.4%、女性が50.9%で、女性の回答者の方が2.5ポイント多くなっております。

次の問2の年齢では、60歳から69歳の回答が20.8%と最も多く、表からわかりますように次いで50から59歳、そして70歳以上が17%台でほぼ同様の比率で、40歳から49歳がこれよりやや低い結果でありました。

問3の職業であります、会社員、団体職員が22.8%で最も多く、以下図のグラフのとおりであります、図の下の方にあります無職が19.1%と高くなっておりますが、これについては今後調査票を分析することによって最終的なまとめではもう少し低い比率になるだろうというふうに考えております。

次の4ページをごらんいただきたいと思います。問4で住居地の状況を聞くものでありまして、配付枚数は市町村で異なっておりますが、市町村別の割合を見ますと、渋川市49.6、伊香保町3.7、小野上村3.3、子持村14.7、赤城村14.8、北橋村13.5%それぞれありました。

一番右側の回答率の欄であります、これは6市町村の配付数に対する回収率を整理したもので、渋川市が34.7%、伊香保町が32%、小野上村が49%、子持村が40.2%、赤城村が40.4%、北橋村が42.7%という状況で、最も回収率のよかったのが小野上村で、次いで北橋村で、最も回収率の低かったのが伊香保町でした。

下の図は、6市町村の各地区別の回収した枚数についてグラフで整理をしたものであります。

5 ページをお願いいたします。問 5 の通勤、通学では表にありますように 6 市町村内では渋川市が最も多く、31.8%となっておりますが、次いで 7 % 台の子持村、赤城村、6 市町村以外では前橋市とするものが 9.8% で多くなっております。

右側の図は通勤、通学先の件数をそれぞれグラフにしたものであります。

問 6 の居住年数であります。30 年以上とする者が 50.9% と最も多く、次いで 20 年以上 30 年未満が 20.5% となっております。長く居住している回答者が多いことがわかります。

6 ページをお願いいたします。住民の意向でありまして、問 7 であります。回答者に施設やサービスなどについて右の図にありますように 5 段階評価をしてもらったものであります。図の冒頭の満足、やや満足を肯定的な評価、そしてやや不満、不満を否定的な評価として各項目について見ていきますと、肯定的な評価が否定的な評価よりも高かったのは例えば自然環境、生活環境の(9)、ごみの収集、処理やリサイクル、そして健康、福祉の(15)の健康診断などの保健活動や健康づくりで、他はどちらかといいますと否定的な評価が多い結果でありました。全体的に見ますと、冒頭の記載のとおり自然環境、生活環境に関する満足度が比較的高く、産業やコミュニティーに関する満足度が低く、全体的には不満度が高い結果であったと言えます。

次の 7 ページをお願いいたします。問 8 は、合併後重視すべき施策について聞いたもので、各項目について上位二つを挙げてみますと、道路、公共機関では 2 の身近な生活道路、幹線道路の整備の 51.6%、3 の鉄道、バスなどの公共交通機関の充実の 42%、次の自然環境、生活環境では 14 の防犯灯の 44.7%、8 の公園、緑地や子供の遊び場の整備、中ほどの健康、福祉では 16 の医療体制の充実で 53.3%、18 の高齢者のための施設やサービスの整備、充実、次の教育、文化では 20、学校教育の充実の 35.6%、24 の青少年の健全育成の推進 27%、次の産業では 29 の雇用や就業環境の充実の 42.3%、商店街の活性化など商業の振興の 38.4%、最後のコミュニティーでは 31 の市民参加行政や情報公開の推進 28.1%、ボランティア活動の活性化の支援の 23.5% という結果でありました。

8 ページをお願いいたします。問 9 は、自分の市町村の魅力や誇りについて聞いたものでありまして、豊かな自然が 63.3% と最も多く、次いで災害の少ない暮らしや土地柄が 51.2% となっております。以下は、これら二つの項目に比較いたしまして、グラフで示しましたように、その割合は 2 分の 1 以下となっております。お祭り、イベント、良好で快適な住宅地、歴史、文化などの順になっております。

問 10 は、新市の将来に期待するまちづくりの内容としてどんなキーワードがふさわしいかを聞いたもので、グラフに示しますと自然の 32.6%、安心、安全の 30.8%、これに次いで、ややその割合は低くなりますが、福祉 20.4%、触れ合

いと安らぎが20.2%などとなっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（木暮治一君） ただいま住民意識調査中間報告について説明がありました。
ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 質問等もないようでありますので、次に（２）の次回会議の協議項目について、（３）次回会議日程についてあわせて事務局より説明をお願いいたします。

事務局長。

事務局長（吉原康之君） （２）次回会議の協議項目であります。全部で９項目を予定しております。は、農業委員会の委員の定数及び任期の取り扱いに関するものであります。新設合併いたしますと、委員は原則としてすべて失職となりますが、合併特例法等によりまして特例措置が定められておりますことから、これを適用するかどうかについて協議会において協議をすることになります。

は協議項目21で、国民健康保険に関する取り扱いであります。関係市町村間で税率に差異がある場合には不均一課税の適用も可能であります。制度の趣旨等から税率を含め国保事業など速やかに統一を図る必要があるため、その取り扱いについて協議会で協議をすることになります。

は協議項目24 1、自治会、行政連絡機構の取り扱いでありまして、本日の協議会でもこの協議項目24 1のように枝番のついた協議項目を協議していただきましたが、以下のそれぞれに枝番のついた協議項目となっておりますが、これは第1回の会議で示しましたその他各種事業にかかわるもので、いわば特定の分野にかかわります協議項目ということになります。

は協議項目24 2、消防、防災関係の取り扱い、は協議項目24 4、姉妹都市、国際交流等の取り扱い、は協議項目24 5、電算システムの取り扱い、は協議項目24 8、保健衛生事業の取り扱い、は協議項目24 12、各種福祉制度の取り扱い、は協議項目24 13、保育料の取り扱いであります。

26ページになりますが、（３）の次回の日程であります。平成16年3月30日午後2時から渋川市民会館、この場所ではありますが、渋川市民会館の小ホールで開催いたしますので、よろしくお願いをいたします。

議長（木暮治一君） ただいま次回会議の協議項目と会議日程について説明がありました。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木暮治一君） 特にないようですが、この際ですので、委員の皆さん何かご意見ございましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(木暮治一君) 特にないようでありますので、以上をもちまして本日予定された協議事項等はすべて終了いたしました。

これで議長を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局次長(五十嵐研介君) 長時間にわたりましてご協議いただき、大変ありがとうございました。

以上をもちまして第5回渋川地区市町村任意合併協議会を閉会いたします。

(会議録署名)

渋川地区市町村任意合併協議会会議運営規程第3条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年2月24日

議長 木暮治一

署名委員 都丸芳雄